

日本アプライドスポーツ科学会 会則

令和3年1月23日制定

第1章 総 則

第1条 本会は日本アプライドスポーツ科学会（Japan Society of Applied Sport Sciences）と称する。

第2条 本会は様々な立場の人々が集い、多領域からのアプローチを駆使した応用力を生かして、身体運動及び体育・スポーツ科学を研究するとともに、新たな発想と想像力でスポーツと共生する社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学会大会の開催
2. 研究会、講演会、公開講座等の開催
3. 機関誌「アプライドスポーツサイエンス（Japanese Journal of Applied Sport Sciences）」、その他の出版
4. 学会賞・奨励賞の授与
5. その他、本会の目的に資する事業

第3章 会 員

第4条 会員の種別は次の通りとし、いずれの会員も理事会の承認を得た者とする。

1. 正会員 本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した者とする
2. 名誉会員（顧問を含む） 本会に貢献のあった正会員とする
3. 賛助会員 本会の目的に賛同する法人、団体及び個人とする
4. 購読会員 本会の目的に賛同し機関誌の購読を希望する者とする
5. 臨時会員 本会の事業に限定的な参加を希望する者とする

第5条 会員として入会を希望する者は、指定の書式により申し込まなければならない。

第6条 会員は次の事由によって資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 死亡したとき
3. 会費を3カ年にわたり滞納したとき
4. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき

第7条 退会を希望する会員は、学会事務局へ退会届を提出しなければならない。

第8条 会費の納入額は次の通りとする。

1. 正会員 年額5,000円
2. 名誉会員（顧問を含む） 不要
3. 賛助会員 年額1口（10,000円）以上
4. 購読会員 年額500円
5. 臨時会員 事業毎に定める

第4章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 1名
5. 事務局長 1名
6. 常務理事 4名
7. 理事 15名以内（常務理事4名を含む）
8. 幹事 2名
9. 監事 2名

第10条 役員を選出は次の通りとし、総会において決定する。

1. 会長、副会長は理事会の推挙により選出する。
2. 理事は正会員の中から選出する。また、理事長が正会員の中から若干名を推薦する。
3. 常務理事は理事の互選により選出する。
4. 理事長は理事の互選により選出する。
5. 副理事長は理事長が理事の中から推薦する。
6. 事務局長は理事長が正会員の中から推薦する。
7. 監事は理事会が正会員の中から推薦する。
8. 幹事は理事長が正会員の中から委嘱する。

第11条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長の職務遂行に支障が生じたとき、これを代行する。
3. 理事長は理事会を招集し、会務を統括する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長の職務遂行に支障が生じたとき、これを代行する。
5. 常務理事は委員会の委員長として委員会を構成し、会務を処理し、本会運営の責にあたる。
6. 事務局長は、本会の事務業務を統括する。
7. 理事は理事会を構成し、会務を処理し、本会運営の責にあたる。
8. 監事は本会の会務を監査する。
9. 幹事は本会の会務を補佐し、事務処理にあたる。

第12条 役員の任期は1期3年とし、再任は妨げない。ただし、会長、理事長は2期までとする。任期途中で選任された役員の任期は、残任期間とする。役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間はその職務を行わなければならない。

第13条 理事会は次の委員会を設置する。

1. 常置委員会として以下の委員会を設置する。
 - 1) 庶務・会計委員会 本会の庶務と会計の任にあたる。
 - 2) 編集委員会 機関誌の編集業務の任にあたる。
 - 3) 企画・広報委員会 本会における様々な事業の企画・広報の任にあたる。
 - 4) 学会大会委員会 本会における学会大会の企画・運営の任にあたる。
2. 理事会は必要に応じて臨時の委員会を設置することができる。
3. 常置委員会、及び臨時の委員会（以下各委員会）に委員長、副委員長各1名を置く。
 - 1) 委員長は、理事会の推薦に基づき、常務理事の中から会長がこれを委嘱する。
 - 2) 副委員長は、委員長の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。
4. 各委員会に委員若干名を置く。
 - 1) 委員は、委員長の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。

第5章 会 議

第14条 本会の会議は、総会、理事会及び常務理事会とし、すべての会議は出席者の過半数をもって決定する。

第15条 総会は本会の最高議決機関であり、年1回開催し、正会員をもって構成し、次の事項を審議し決定する。

1. 事業報告及び決算
2. 事業計画及び予算
3. 役員の選任
4. 会則の改正
5. その他、理事会が必要と認める事項

第16条 臨時総会は、理事会の決定又は正会員の3分の1以上の記名による要求書の提出があったときに開催する。

第17条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、常務理事、理事、幹事をもって構成し、次の事項を審議し決定する。

1. 本会の業務執行の決定
2. 委員会の設置及び改廃ならびにその運営に関する事項
3. 総会に付議すべき事項の決定
4. 細則及び規則類の制定、同改廃の決定

第18条 常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、常務理事、幹事をもって構成し、理事会から付託された業務の経常的な執行及び運営に関する事項について審議・決定する。

第6章 会 計

第19条 本会の経費は次の収入によってこれにあてる。

1. 会費収入
2. 事業収入
3. 助成金及び寄付金
4. その他の収入

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 事 務 局

第21条 本会は、事務を処理するために、事務局を置くことができる。

1. 本会の事務局の設置期間は原則として同一機関に1期（3年）として最長2期（6年）までとする。

当面は事務局を以下に設置し、本会の所在地とする。

〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1

日本大学法学部 総合科目・体育領域 佐藤秀明研究室

2. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

付 則

1. 本会則は、令和3年4月1日より施行する。
2. 本会則の第10条の規定にかかわらず、令和3～5年度期の役員は、本学会設立準備委員会が提案し、設立総会において選出する。